

外国人登録対象及び時期外国人登録 時 **提出書類** 外国人登録証の発行／再発行／交付 外国人登録証の返却／携帯／提示 外国人登録事項変更届

■ 共通提出書類

- ・パスポート（パスポート人的面及びビザ免コピー各1部含む）
- ・申請書
 -   
- ・カラー写真1枚（3.5cm×4.5cm）
- ・手数料（ただし、企業投資（D-8）は免除）
- ・在留持込証書類（賃貸借契約書、宿舍提供確認書、在留期間満了予告通知書、公共料金納付領収書等）

■ 在留資格別追加提出書類（各種提出書類の有効期間は発行日から3ヶ月です。）→ 詳細を見る

在留資格	提出書類
文化芸術（D-1）	・文化芸術団体立証書類（事業者登録証の写しなど）
留学（D-2）	・在学証明書
技術研修（D-3）	・事業者登録証の写し ・採用身体検査書 ・賃金滞納保証保険加入証明員
一般研修（D-4）	・大学部説語学研修：在学証明書 ・小・中・高在学生：在学証明書 ・その他研修：研修機関設立関連書類
取材（D-5）	・支局・知事の設置許可証または事業者登録証の写し
宗教（D-6）	・事業者登録証の写しまたは固有番号証の写し
主材（D-7）	・事業者登録証のコピー
企業投資（D-8）	・外国人投資企業登録証の写し ・事業者登録証の写し
貿易経営（D-9）	・事業者登録証の写し
求職（D-10）	・就職活動計画書
教授（E-1）	・事業者登録証の写し
絵画マップ（E-2）	・学院、大学など会話指導講師（学校長が直接雇用する英語補助教師を含む） - 事業者登録証の写しまたは固有番号証の写し - 法務部長官が指定する医療機関が発行した身体検査と麻薬検査（フィロポン、コカイン、アヘン、麻は必須項目）結果を含む採用身体検査 ※指定医療機関のリスト▶ www.hikorea.go.kr バナー「会話指導資格身体検査医療機関」参照 ・犯罪経歴証明書追加提出対象 - 査証発給認定書申請時に犯罪経歴証明書提出を免除された場合、または海外滞在期間が入国日基準3ヶ月を超える場合は、外国人登録時犯罪経歴証明書追加提出事業者登録証のコピーまたは固有番号証のコピー
研究（E-3）	・事業者登録証の写し
技術マップ（E-4）	・事業者登録証の写し
専門職業（E-5）	・事業者登録証の写し
芸術興行（E-6）	・事業者登録証のコピー ・採用身体検査書
特定活動（E-7）	・事業者登録証の写し ・外国人学校、外国教育機関、国際高校など教師職種の場合追加 - 法務部長官が指定する医療機関が発行した身体検査と麻薬検査（フィロポン、コカイン、アヘン、麻は必須項目）の結果を含む採用身体検査書 ※指定医療機関一覧 ▶ http://www.hikorea.go.kr /バナー「会話指導資格身体検査医療機関」参照
非専門就職（E-9）	・事業者登録証の写し
船員就職（E-10）	・内航旅客運送事業免許証または内航貨物運送登録証の写し ・採用身体検査書 ・労災または傷害保険加入証明員
訪問同居（F-1）	・訪問同居：家族関係証明書または出生証明書、同居人住民登録謄本 ・家事補助人：①駐韓公館員の家事補助人：公館員のIDカードのコピー②高額投資外国人の家事補助人など：雇用主外国人登録証のコピー
居住（F-2）	・該当なし
東盤（F-3）	・同伴者（配偶者または親）の外国人登録証の写し
ヨンジュ（F-5）	・該当なし
結婚移民（F-6）	・国民配偶者の婚姻関係証明書（詳細） ・国民配偶者の住民登録謄本
その他(G-1）	・該当なし
観光就業（H-1）	・旅行日程表または活動計画書 ・在職証明書または事業者登録証の写し（就職した場合に限る）
訪問就職（H-2B、D、E、F）	・居住者または護口部の原本 ・法務部が指定した病院で発行した健康診断書
訪問就職（留学生の親または配偶者）（H-2C）	・居住者または護口部の原本 ・法務部が指定した病院で発行した健康診断書
※居所（F-4）：在外同胞居所申告参照 ※受付審査審査処理過程で特に必要と認められたとき、事案によって添付書類を加減することができます。	